## (仮称) 東久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例の方向性 に対するパブリックコメントの結果について

## 1 趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第50条及び第51条により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「新法」という。)が改正され、個人情報保護制度の見直し(官民の制度が個人情報保護法へ統合)が行われることとなった。本市では、地方自治体関係の施行期日である令和5年4月1日に向けて、現在の「個人情報保護条例」による運用から新たな法令に基づく運用へ移行するに当たって、新法等において条例に委任されている事項を検討するため、これまで令和4年7月19日に東久留米市個人情報保護審査会に諮問し、その審議を経て、「令和3年度個人情報保護法改正に伴う施行条例の方向性について」を取りまとめ、令和4年9月1日から同年9月21日までパブリックコメントを行ったところである。

この度、その結果が取りまとめられたことから、報告するものである。

- 2 主なパブリックコメントの内容について
  - ・条例要配慮個人情報について
  - ・個人情報取扱事務届出について
  - 情報公開条例の不開示情報との整合を図るための規定について
  - ・開示請求に係る手数料について
  - ・ 開示、訂正及び利用停止請求の手続について
  - ・行政機関等匿名加工情報について
  - 東久留米市個人情報保護審査会(仮称)について
- 3 パブリックコメントの期間 令和4年9月1日から9月21日(21日間)
- 4 パブリックコメントの結果

0件

- 5 今後のスケジュール (予定)
  - 10月17日 第3回東久留米市個人情報保護審査会
  - 11月 条例案とりまとめ
  - 12月 令和4年第4回市議会定例会 条例案提出